

外出介助（通院介助）の取扱いについて

（「訪問介護・介護予防訪問介護の手引き」（兵庫県作成）より抜粋）

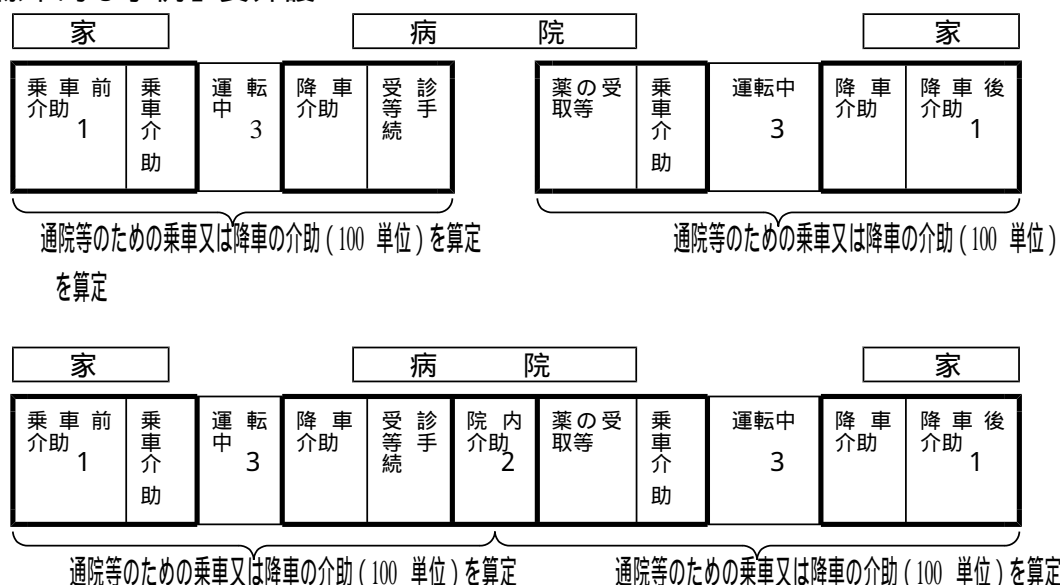
「通院等のための乗車又は降車の介助」はどのような内容か？

要介護者である利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定する単位である。

また、当該所定単位数を算定するに当たっては、市町意見書（74頁）を添付し、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を所管の県民局に提出する必要がある。

なお、訪問介護事業所が行う訪問介護と一体となった要介護者の輸送については、道路運送法（昭和26年法律第183号）の許可が必要であるので、留意する。

【標準的な事例】要介護1～5



- 1 「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。
- 2 院内の移動等の介助は基本的に院内のスタッフにより対応されるべきであるが場合により算定対象（内科から眼科への移動介助やトイレ介助等が対象と

なり、単に付き添っている時間については算定の対象とならない)となる。「通院等のための乗車又は降車の介助」として包括して評価する。

3 運転中、訪問介護員等は運転に専念するため介護を行い得ず、また、移送(運転)の行為は訪問介護サービスには含まれないことから、運転中の時間は介護報酬の算定対象とはならない(別途、運賃を徴収する)。

額の算定基準別表1注4

額の算定基準の留意事項

「通院等のための乗車又は降車の介助」の単位を算定せず、「身体介護中心型」の単位を算定することは可能か？

指定訪問介護事業者が「通院等のための乗車又は降車の介助」にいう介助を行う場合には、当該所定単位数を算定することとし、「身体介護中心型」の所定単位数は算定できない。

額の算定基準の留意事項

「通院等のための乗車又は降車の介助」の単位の算定は、片道か往復か？

片道について所定単位数を算定する。

よって、乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできない。

額の算定基準の留意事項

介護予防訪問介護の場合、「通院等のための乗車又は降車の介助」の単位を算定することは可能か？

従来の要支援者に対して「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定できなかったのと同様に、介護予防訪問介護では、「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定することはできない。

額の算定基準の留意事項

利用者の自宅からA病院に通院し、引き続きB病院へ行った後帰宅する場合、次の単位についてどのように算定するのか？

- (1) 公共交通機関を利用し、「身体介護中心型」の単位で算定する場合
- (2) 「通院等のための乗車又は降車の介助」の単位で算定する場合

「訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションは、介護保険法(平成9年法律第129号)第7条の定義上、要介護者等の居宅において行われるものとされており、要介護者等の居宅以外で行われるものは算定できない。例えば、訪問介護の通院・外出介助については、利用者の居宅から乗降場までの移動、バス等の公共交通機関への乗降、移送中の気分の確認、(場合により)院内の移動等の介助などは要介護者等の居宅以外で行われるが、これは居宅において行われる目的地(病院等)に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得るためである。居宅以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもってして訪問介護として算定することはできない。」ことから、

- (1) 居宅において行われる目的地(病院等)に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得るため、自宅～A病院～B病院～自宅まで「身体介護中心型」の単位で算定は可能である。
- (2) A病院からB病院への移送に伴う介護については、居宅において行われる目的地(病院等)に行くための準備を含む一連のサービス行為とはみなし得ないため、「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定できない。ただし、自宅からA病院と、B病院から自宅への移送に伴う介護については、「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定できる。

往路は家族等が対応し、復路は「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定することはできるか？

「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を行うなど所定の算定要件を満たす場合、復路について算定できる。

複数の要介護者に「通院等のための乗車又は降車の介助」を行った場合は、単位数を算定できるのか？

複数の要介護者に「通院等のための乗車又は降車の介助」を行った場合であって、乗降時に1人の利用者に対して1対1で行う場合にはそれぞれ算定できる。要介護高齢者夫婦を同一の通院先へ移送する場合などは算定できるが、通所介護や施設サービスなどのように複数の利用者に対して集

团的なサービス提供を行うものは算定できない。サービスの実施においては、効率的なサービス提供の観点から移送時間を極小化すること。

なお、訪問介護員等が1人のための介助（受診手続き等）を行っている間は、車内に他の利用者だけが残されることから、車内に残った利用者の安全確認ができることが必要である

額の算定基準の留意事項

「通院等のための乗車又は降車の介助」の「通院等のため」とは、通院のほかどのような外出が含まれるのか？

「身体介護中心型」としての通院・外出介助と同じで、「日常生活上・社会生活上必要な行為」である。

対象となるケース（真に必要と認められ居宅サービス計画上位置付けられる場合のみ）

通院、日常生活に必要な買い物、預金の引き下ろし、選挙

対象とならないケース

仕事、趣味や嗜好のための利用（習い事、ドライブ、旅行等）、理美容、冠婚葬祭、日用品以外の買い物（通常利用している生活圏外の店舗での買い物）、転院の際の利用 等

額の算定基準の留意事項

「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」のみを行った場合、「通院等のための乗車又は降車の介助」の単位を算定できるか？

算定できない。

「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」や「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合には算定対象とならない。

額の算定基準の留意事項

車からの乗降時に車両内から見守るのみの場合、「通院等のための乗車又は降車の介助」の単位を算定できるか？

算定できない。

当該単位を算定する際のサービス行為である「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を要することとする。

例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となる。

額の算定基準の留意事項

「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定する場合、通院等に伴いこれに関連して行われる居室内での「声かけ・説明」・「目的地（病院）へ行くための準備」は、「身体介護中心型」として算定できるか？

算定できない。

「通院等のための乗車又は降車の介助」は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋外における移動等の介助」及び「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれの行為によって細かく区分し「通院等のための乗車又は降車の介助」又は「身体介護中心型」として算定できない。

額の算定基準の留意事項

受診中の待ち時間は、別に身体介護中心型を算定してよいのか？

「通院等のための乗車又は降車の介助」は通院等のための外出に直接関連する身体介護の一連のサービス行為を包括評価しているため、通院先での受診中の待ち時間については、待ち時間の長さや待ち時間における介護の内容に関わらず、「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定することになり、別に「身体介護中心型」を算定できない。

介護報酬に係るQ & Aについて

（平成15年5月30日厚生労働省老健局老人保健課：事務連絡）

1人の利用者に対して複数の訪問介護員等が交代して「通院等のための乗車又は降車の介助」を行った場合、どのように算定するのか？

1回の「通院等のための乗車又は降車の介助」として算定し、訪問介護

員等ごとに細かく区分して算定できない。

額の算定基準の留意事項

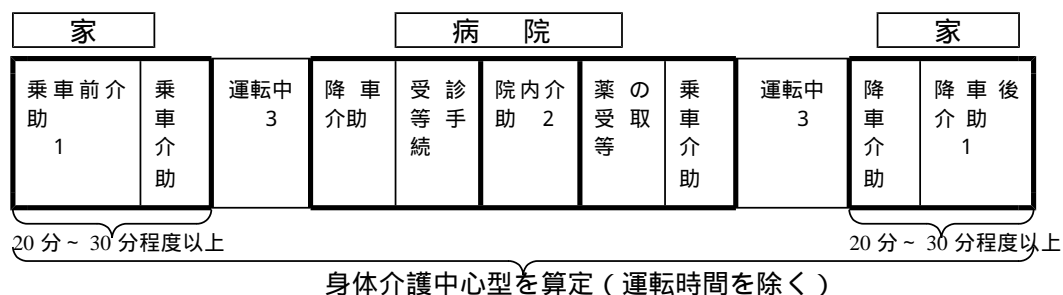
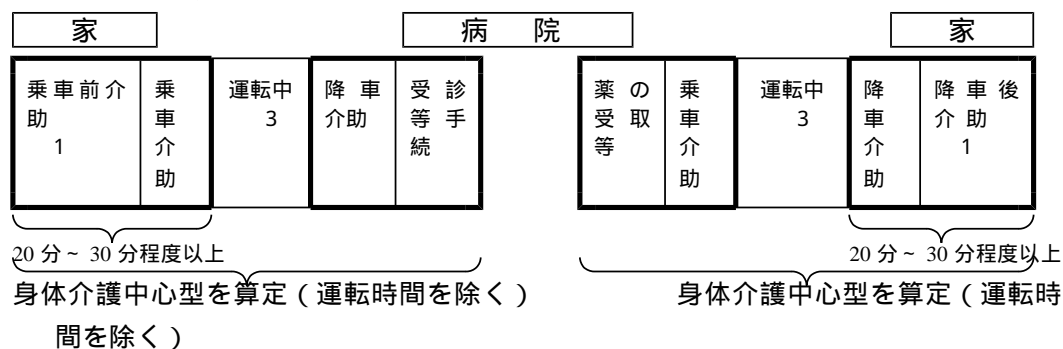
通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合にも、「身体介護中心型」の所定単位数は算定できないか？

要介護4又は要介護5の利用者に対して、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20～30分程度以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等のための乗車又は降車の介助」の所定単位数は算定できない。

この場合、その所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できるが、これは「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定する事業者を前提としていることから、当該所定単位数を算定するに当たっては、市町意見書を添付し「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を所管の県民局に提出する。

(例)(乗車の介助の前に連続して)寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。

【標準的な事例】



- 1 「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。
- 2 院内の移動等の介助は基本的に院内のスタッフにより対応されるべきであるが場合により算定対象（内科から眼科への移動介助やトイレ介助等が対象となり、単に付き添っている時間については算定の対象とならない）となる。
- 3 運転中、訪問介護員等は運転に専念するため介護を行わず、また、移送（運転）の行為は訪問介護サービスには含まれないことから、運転中の時間は介護報酬の算定対象とはならない（別途、運賃を徴収する）。

額の算定基準の留意事項

96 要介護4又は要介護5の利用者に対して、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20～30分程度以上）を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。」にいう「前後の所要時間」とは？

要介護4又は要介護5の利用者に対して、「身体介護中心型」を算定するためには、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前または後に連続して行われる手間のかかる、外出に直接関連する身体介護の所要時間は20～30分程度以上を要する。このとき、前後の所要時間を通算できない。

なお、「身体介護中心型」を算定する場合の算定対象時間は運転時間を控除して前後の所要時間を通算する。

（例）

例 は乗車前に20分の「外出に直接関連する身体介護」を行っているため、身体介護中心型として算定できる。乗車前及び降車後の所要時間を通算して25分の身体介護として身体介護中心型（所要時間30分未満）を算定する。

例 は乗車前又は降車後に20～30分程度以上の「外出に直接関連する身体介護」を行っていないため、身体介護中心型として算定できず、「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定する。

移乗・移動介助	乗車介助	運転	降車介助	移乗・移動介助	
20分			5分		身体介護中心型を算定 可
10分			10分		
					通院等乗降介助を算定

介護報酬に係るQ&Aについて

（平成15年5月30日厚生労働省老健局老人保健課：事務連絡）

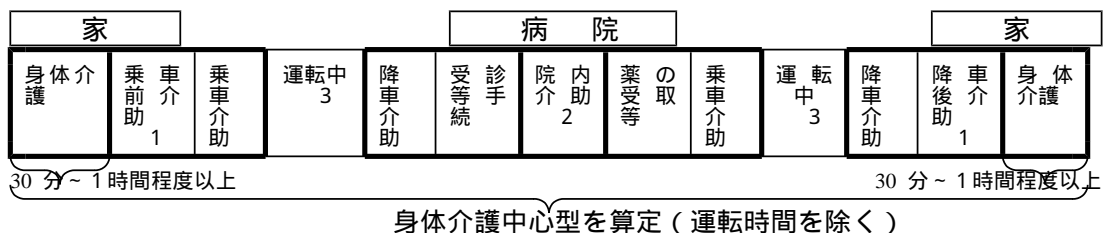
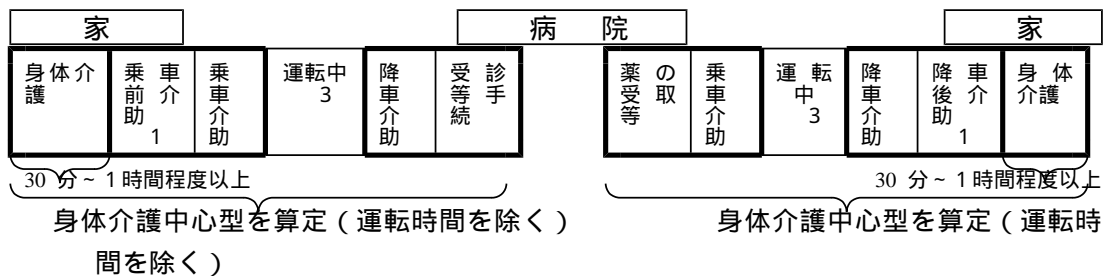
97 通院等のための乗降介助の前後に連続して行われる外出に直接関連しない身体介護（入浴介助・食事介助等）や生活援助（調理・清掃等）は別に算定できるのか？

「通院等のための乗車又は降車の介助」の前後に連続して行われる行為のうち、外出に直接関連しない身体介護（入浴介助・食事介助等）については、その所要時間が30分～1時間程度以上を要しかつ身体介護が中心である場合に限り、外出に直接関連しない身体介護及び通院・外出介助を通算した所要時間（運転時間を控除する）に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等のための乗車又は降車の介助」の所定単位数は算定できない。

また、生活援助については、当該生活援助の所要時間が所定の要件を満たす場合に限り、その所要時間に応じた「生活援助中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等のための乗車又は降車の介助」の所定単位数は算定できる。

なお、この場合、その所要時間に応じた「身体介護中心型」又は「生活援助中心型」の所定単位数を算定できるが、これは「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定する事業者を前提としていることから、当該所定単位数を算定するに当たっては、市町意見書を添付し「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を所管の県民局に提出する必要がある。

【標準的な事例】



- 1 「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。
- 2 院内の移動等の介助は基本的に院内のスタッフにより対応されるべきであるが場合により算定対象（内科から眼科への移動介助やトイレ介助等が対象となり、単に付き添っている時間については算定の対象とならない）となる。
- 3 運転中、訪問介護員等は運転に専念するため介護を行い得ず、また、移送

(運転)の行為は訪問介護サービスには含まれないことから、運転中の時間は介護報酬の算定対象とはならない(別途、運賃を徴収する)。

介護報酬に係るQ & Aについて

(平成15年5月30日厚生労働省老健局老人保健課：事務連絡)

通院・外出介助において、利用者の状況等により、2人の訪問介護員等によるサービス提供が必要となった場合の取扱いはどうするのか？

通院・外出介助において、1人の訪問介護員等が車両に同乗して気分の確認など移送中の介護も含めた介護行為を行う場合は、当該訪問介護員等は「身体介護中心型」を算定するが、このとき、当該車両を運転するもう1人の訪問介護員等は、サービス行為の所要時間や内容に関わらず、別に「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定することはできない。

ただし、例えば、重度の要介護者であって、体重が重い利用者により重介護を内容とする訪問介護を提供する場合やエレベータのない建物の2階以上の居室から外出をさせる場合など、利用者の状況等によりやむを得ずに2人の訪問介護員等によるサービス提供が必要となった場合に限り、2人の訪問介護員等によるサービス提供時間に応じた「身体介護中心型」の100分の200に相当する単位数を算定できる。

また、上記の場合において、例えば、2人の訪問介護員等が移動介助・乗車介助を行い、その後、1人の訪問介護員等が移送中の介護も含めた介護行為を行う場合は、2人の訪問介護員等によるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合が小さいため、それぞれの訪問介護員等のサービス提供時間に応じて訪問介護員等ごとに「身体介護中心型」を算定できる。

介護報酬に係るQ & Aについて

(平成15年5月30日厚生労働省老健局老人保健課：事務連絡)

別に同乗する訪問介護員等が「通院等のための乗車又は降車の介助」のみを行い、移送中に介護を全く行わない場合の取扱いはどうなるか？

車両を運転する訪問介護員等とは別に訪問介護員等が同乗する場合であっても、当該同乗する訪問介護員等が「通院等のための乗車又は降車の介助」のみを行い、移送中の気分の確認など移送中に介護を全く行わない場合については、「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定することとし、「身体介護中心型」は算定できない。

介護報酬に係るQ & Aについて

(平成15年5月30日厚生労働省老健局老人保健課：事務連絡)

「通院等のための乗車又は降車の介助」の単位を算定するに当たって、あらかじめ居宅サービス計画に位置付けられている必要があるのか？

「通院等のための乗車又は降車の介助」の単位を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の1つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅サービス計画に位置付けられている必要があります、居宅サービス計画において、

通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由

利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨

総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること

を明確に記載する必要があります。こうしたアセスメントが行われていない場合、「通院等のための乗車又は降車の介助」は不適正な給付として返還を求め得るものである。

額の算定基準の留意事項

通所サービス又は短期入所サービスにおいて利用者の居宅と当該事業所との間の送迎を行う場合、通所サービス又は短期入所サービスの送迎加算ではなく、「通院等のための乗車又は降車の介助」の単位を算定することはできるか？

当該利用者の心身の状況により当該事業所の送迎車を利用することができないなど特別な事情のない限り、短期入所サービスの送迎加算を算定することとし（通所サービスは基本単位に包括されている。）、「通院等のための乗車又は降車の介助」は算定できない。

額の算定基準の留意事項

前問の「特別な事情」として認められる場合とは？

短期入所サービスにおいて送迎を行っている(送迎加算算定)場合は、当該事業者の責任において送迎を実施することが原則である。しかし、利用者の心身の状況により当該事業所の送迎車を利用することが困難で、他の事業所でも対応できず、家族等での送迎も不可能である場合などは

「特別な事情」があるものと認められる。(通所サービスは、送迎部分が基本報酬に包括されており算定できない。)

送迎を行っていない短期入所生活介護事業所を利用する場合は、利用者が心身の状況により送迎が必要であり、送迎サービスを行っている他の事業所も利用できず、家族等での送迎も不可能である場合などは、「特別な事情」があるものと認められる。

いずれの場合も、事前に保険者である市町と協議を行っておく必要がある。

なお、身体介護中心型の通院・外出介助を適用する場合も、同様に「特別な事情」が必要であり、事前に保険者である市町と協議を行う。